

令和3年9月7日

関係団体 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

「緊急事態措置」の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための
集中的な対策の変更について（依頼）

8月27日より、「緊急事態措置」の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化に取り組んでいるところですが、感染拡大を抑え込むため、別紙のとおり対策の変更を行いました。

つきましては、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び第45条第2項に基づき、別紙のとおり、イベント等の開催制限及び施設の使用制限等への協力を要請します。

あわせて、各事業者におかれましては、「緊急事態措置」の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策に基づき、感染拡大防止対策を徹底していただきますよう、よろしくお願ひします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担 当 広島県土木建築局建築課
建築士グループ
電 話 082-513-4184